

【新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について】

経済産業省より、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号が発動され、大仙市も指定地域になりました。

この措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が市町村の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合100%）が利用可能となります。

1 認定対象者

次の要件を全て満たしている大仙市内の中小企業者

- (1) 大仙市において、1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることから、影響が発生し始めた令和3年2月以降は、原則として前々年の同期と比較することとします。

前年同期よりも後に影響を受けた場合は、前年同期と比較することとします。

2 必要書類

認定申請書2部 ※実印を押印ください。

- (1) 売上高計算表
- (2) 印鑑証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

3 申請様式

- (1) 認定申請書 ※2部提出
- (2) 売上高計算表

※) 注意事項

- ・この認定が信用保証を確約するものではありません。
- ・本認定とは別に、各金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。各金融機関や秋田県信用保証協会に事前申請をしてください。
- ・書類不備、その他の条件により、認定が認められない場合があります。
- ・認定書類の有効期限は、発行日から30日以内です。本認定の有効期間内に金融機関または信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。